

小口事業資金あっせん制度

運転資金、設備資金、緊急特別運転資金

☞ 申請ができる方は下記のとおりです。

- ☆ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までに規定する小規模事業者
 - ※ 常時使用する従業員が 20 人（商業又はサービス業は 5 人）以下
- ☆ 既に融資を受けている東京信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下

☞ 次の要件を備えている必要があります。

- 1 市内で同一事業を引き続き 1 年以上営み、現に当該事業を継続している法人又は市内に引き続き 1 年以上住所を有し、市内で同一事業を引き続き 1 年以上営み、現に当該事業を継続している個人であること。
- 2 既に納期の経過した市税を完納していること。
- 3 事業内容、事業計画及び返済能力が十分であること。
- 4 この制度の同種の融資金を償還中でないこと。
- 5 東京信用保証協会が定める保証対象の事業を営んでいること。
- 6 最近 3 か月又は 1 年間の生産額か売上高が、前年同期と比べ 10 パーセント以上減少していること。（緊急特別運転資金）

☞ 融資額・利率・返済等は、下記のとおりです。

	限 度 額	利 率	融 資 期 間	返済方法
運転資金	700万円 以下	年 1. 7 %	72 か月以内 (据置 6 か月を含む。)	毎月・ 元金均等 払
設備資金	1,000万円 以下	年 1. 7 %	96 か月以内 (据置 6 か月を含む。)	
緊急特別 運転資金	500万円 以下	年 1. 0 %	60 か月以内 (据置 6 か月を含む。)	

☞ 利子補給制度（支払利子額の 1 / 2 を市が補助します。）もご利用いただけます。

裏面に続きます

☞ 保証等については下記のとおりです。

☆ 信用保証

東京信用保証協会の保証が必要です。

※ 保証料は、融資後に市が全額負担します。

☆ 連帯保証人

○東京信用保証協会が必要と認める場合は、1人

☆ 連帯保証人の要件

法人の場合 法人の代表者

個人の場合 次に掲げる要件を備えている者

○東京都、神奈川県、埼玉県又は山梨県に引き続き2年以上住所を有していること。

○市町村税の納税義務者であって、既に納期の経過した当該税を納付していること。

○この制度の融資金を償還中でないこと。

○この制度で連帯保証人になっていないこと。

○一定の職業を有し、独立の生計を営んでいること。

○保証能力を有していること。

☞ 申請には、次の書類が必要になります。

法 人	個 人
小口事業資金融資あっせん申込書（甲）、確定申告書（写）	
印鑑証明書（申込者及び連帯保証人） 納税証明書 （既に納期の経過した直近のもの） 申 込 者：市町村税（法人市民税、 固定資産税・都市計画税） 法人税・その1又は事業税 連帯保証人：市町村税（市・都民税、 固定資産税・都市計画税） 決算書（写） 商業登記簿謄本	印鑑証明書 納税証明書 （既に納期の経過した直近のもの） 市町村税 （市・都民税、固定資産税・都市計画税） 所得税・その1又は事業税
※ その他必要書類 設備資金の場合 導入設備の見積書・図面等 緊急特別運転資金の場合 該当届・2期分の確定申告書等 本人以外のかたが申請に来られる場合は委任状が必要です。窓口に来るかたの本人確認ができる書類もお持ちください。	

☞ 次の金融機関にアッセンします。

りそな銀行村山支店	☎042-561-1211	山梨中央銀行立川支店	☎042-536-0871
多摩信用金庫村山支店	☎042-565-9111	西武信用金庫村山支店	☎042-560-3421
多摩信用金庫残堀支店	☎042-569-2111	青梅信用金庫武蔵村山支店	☎042-563-3411
青梅信用金庫松中支店	☎042-531-5511	飯能信用金庫東大和支店	☎042-565-3755
大東京信用組合東大和支店	☎042-567-2011		

問い合わせ先 ▶▶

武蔵村山市 協働推進部 産業観光課 商工係

042-565-1111 内線225

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/sangyou/1012131/1005139/1000954.html>

